

夜間看護補助業務に係る労働者派遣業務仕様書

1 派遣元

派遣元は、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和60年法律第88号）に基づき、許可を取得した派遣元事業主であること。

2 就業場所

埼玉県立がんセンター 看護部
電話番号 048-722-1111

派遣受入事業所

名称	地方独立行政法人埼玉県立病院機構 埼玉県立がんセンター
所在地	埼玉県北足立郡伊奈町大字小室780

組織単位

名称	組織の長の職名
看護部	副病院長兼看護部長

3 派遣期間

令和5年8月1日～令和6年7月31日

4 就業日

月曜日から金曜日までの毎日。ただし、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日及び12月29日から翌年の1月3日までを除く。
休日労働を行なう場合は法定休日のうち月1日を限度とする。

5 就業時間

16時30分～22時30分（休憩時間なし）

※必要に応じて、労働基準法（昭和22年法律第49号）等関係法令の規定に基づき時間外勤務を命じることがある。

時間外は1日3時間、月45時間、年360時間を限度とする。

6 配置先及び派遣人数

配置先：看護部（11病棟）

派遣人数：18人

指揮命令権者：各病棟師長

- ① 4階病棟
- ② 5階東病棟 ③ 5階西病棟
- ④ 6階東病棟 ⑤ 6階西病棟
- ⑥ 7階東病棟 ⑦ 7階西病棟
- ⑧ 8階東病棟 ⑨ 8階西病棟
- ⑩ 9階東病棟 ⑪ 9階西病棟

※上記①～⑪の各病棟に1名以上を配置すること。ただし、配置人数については、派遣元事業者と当センターで協議の上、当センターが指定する。その際、派遣元事業者は、派遣者労働者が日によって異なる病棟に配置されることがあるということを前提に人員の確保を行うこと。

7 業務内容

派遣労働者に従事させる業務は下記の業務とする。下記以外で業務上必要な事項については、その都度師長が指示するものとする。

- ・患者身体ケアの補助（排泄ケア・体位変換・清拭等）
- ・患者給食の配膳・下膳
- ・病棟・病室の清掃等の環境整備
- ・検査等への患者搬送
- ・器材の洗浄
- ・ベッドメイク、リネンの交換・補充
- ・患者の買い物補助、代行（院内）
- ・病棟内の物品補充
- ・検体等の搬送・受領
- ・メッセージ業務

業務に伴う責任の程度

役職名：役職なし

責任の程度：部下なし、付与される権限なし、緊急トラブル・クレーム対応なし

8 派遣労働者の条件

- ①健康で業務（夜間帯を含む）が滞りなくでき、待遇等の対応に問題がない者。
- ②上記に定める業務を円滑かつ正確に遂行できる者。
- ③契約期間中に継続して業務に従事できる者。
- ④派遣労働者を無期雇用派遣労働者に限定する。ただし、本契約期間中に無期雇用派遣に移行することを前提に、派遣当初は試用期間中等の者の派遣を可とする。

9 派遣料金の支払い

- (1) 埼玉県立がんセンターは派遣元に対して派遣料金を月額で支払うものとし、その金額は派遣労働者1人1時間当たりの単価（次項に定める実働時間がある場合は、次項の規定に基づき算出した額）に当該月の派遣労働者の実働時間を乗じて得た額

とする。この場合において、(2)各号の実働時間に1時間未満の端数が生じたときは、その端数が30分以上のときは切り上げ、30分未満のときは切り捨てる。

また、コロナ患者受入病棟にて一定の業務に従事した場合は、埼玉県立病院機構の規定に準じて防疫手当を支給する。

- (2) 次の各号に定める実働時間がある場合、当該実働時間に係る派遣労働者1人1時間当たりの単価は、契約金額にそれぞれ次の区分に定める割合を乗じて得た額(1円未満の端数は切り捨てる。)とする。
 - ①1日の実労働時間が8時間を超える場合100分の125
 - ②休日に勤務した場合100分の135
 - ③深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に勤務した場合は、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の160」とする。
 - ④①の実働時間及び②の実働時間(日曜日を除く)の実働時間が1か月について60時間を超える場合は、超える部分について、①中「100分の125」とあるのは「100分の150」と、②中「100分の135」とあるのは「100分の150」と、③中「100分の150」とあるのは「100分の175」、「100分の160」とあるのは、「100分の175」とする。
- (3) 派遣料金には、通勤手当、労働保険及び社会保険料、諸経費を含むものとする。
- (4) 当センターの感染管理マニュアル等に基づき、派遣職員に出勤の自粛を指示した場合は、有給での自粛とし、当センターへ請求をすること。その際、派遣元より派遣職員に既定の給与を必ず支払うこととする。

10 守秘義務の遵守

派遣元及びその派遣労働者は、本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩してはならない。本契約期間終了後も同様とする。

また、派遣元は、その派遣労働者(その職を退いた後も含む。)が本契約業務の遂行において知り得た秘密及び個人情報を漏洩しないよう、派遣労働者に対し周知及び遵守状況の監督その他必要な監督を行うこととする。

11 派遣労働者の交替

- (1) 派遣労働者が就業に当たり、遵守すべき業務処理方法等に従わない場合、又は業務処理の能率が著しく低く本契約の目的を達し得ない場合、埼玉県立がんセンターは派遣元にその理由を示し、派遣労働者の交替を要請することができる。
- (2) 派遣元は、派遣元の都合により派遣労働者を交代する場合には、原則として交替する日の30日前までに埼玉県立がんセンターに連絡すること。

12 代替人員の確保

派遣労働者が、派遣労働者の休暇や欠勤などの理由により、勤務できない場合には、派遣元は代替の派遣労働者を派遣することとする。

ただし、埼玉県立がんセンターが代替の派遣労働者の派遣を必要でないとした場合には、この限りではない。

13 引継

- (1) 派遣元は、新たな派遣労働者(代替を含む。)を派遣する場合及び派遣労働者の派遣先での配置替えを行う場合、当該派遣労働者に対して、埼玉県立がんセンターが必

要と認める期間、業務の引継を現任の派遣労働者に行わせるとともに、業務に支障のないよう必要な措置を講ずるものとする。この業務引継にかかる費用は、派遣元の負担とする。

(2) (1)の規定は、派遣元の変更に伴う場合であっても、同様に行うものとする。

14 その他本仕様書に定めのない事項に関しては、別途協議の上決定する。

派遣先責任者及び派遣元責任者は次のとおりとする。

	所属	役職	氏名	連絡先
派遣先責任者	埼玉県立 がんセンター	病院長	影山 幸雄	048-722-1111
派遣元責任者				

指揮命令者は次のとおりとする。

所属	職	連絡先
看護部	配属病棟師長	048-722-1111

苦情の申出を受けるものは次のとおりとする。

	所属	役職	氏名	連絡先
派遣先	人事担当	人事課長	加藤 泰介	048-722-1111
派遣元				

※責任者、指揮命令者、苦情の申出を受けるものが人事異動等により変更となる場合は、いずれの場合も、その後任者をもって自動的に読み替えるものとする。